

国民年金後納制度 年金額アップ・年金の受給資格を得られます

後納制度とは、時効により納めることができない2年以上前の国民年金保険料を、平成27年10月から30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度のメリット

- ・ 将来受け取る年金額が増加します。
- ・ 受給に不足している期間を納めることで、年金の受給資格が得られることがあります。

利用できる方

- ①20歳以上60歳未満で5年以内に未納や未加入期間のある方
 - ②60歳以上65歳未満で①の期間のほか任意加入中に未納の期間がある方
 - ③65歳以上で年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で老齢基礎年金を受給している方は申込できません。

申込方法 『国民年金保険料専用ダイヤル』または年金事務所へお問い合わせいただくと、国民年金後納保険料申込書が送付されますので、必要事項を記入し、年金事務所へ提出してください。なお、申込書は日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードできます。

注意事項

- ・ 後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。(※)
- ・ 後納できる期間のうち、最も古い分から納めていただきます。
- ・ 一部免除になっている期間の未納分も後納の対象ですが、一般の未納期間と同じ1ヶ月分の後納保険料額です。

※申請する年度の前2年度分は加算金がつきません。

免除期間がある方は追納制度で納められます

保険料の全額免除や一部免除の納付済期間、納付猶予と学生納付特例などの期間の納付には後納制度は利用できません。10年さかのぼって納付できる追納制度をご利用ください。

◆申込・問い合わせ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
※050で始まる電話 ☎03-6731-2015
千葉年金事務所 ☎043-242-6320
佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

国民年金保険料退職(失業)による特例免除

失業などで国民年金保険料を納めることが困難になった場合、申請すると国民年金保険料が免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請の審査は本人・配偶者・世帯主の前年所得で審査し、一定額以下だったときに承認されますが、特例免除では、退職(失業)した方の所得を対象から除外して審査を行います。

※退職(失業)した方以外に一定額以上の所得がある方がいるときは、特例免除が認められない場合があります。

必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②印かん
- ③失業していることが確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)

◆申請・問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214

◆入札結果(12月)◆

執行日	工事等の名称	工事等の箇所	契約の相手方	予定価格	最低制限価格	契約額	落札率(%)	指名業者数	受注希望参加業者数
12月18日	東陽病院公用車購入(軽四輪自動車(トラック))	東陽病院	千葉日産自動車(株)	996,300円	—	784,393円	78.7	5	—
	子育て世帯災害備蓄品(避難用テント)	横芝光町役場	(株)斉藤商会	737,100円	—	732,240円	99.3	5	—
	子育て世帯災害備蓄品(LED照明器具及び発電機)	横芝光町役場	(株)斉藤商会	5,994,000円	—	5,954,688円	99.3	5	—
	栗山町営住宅除却工事	町営栗山団地	(株)八角工務店	3,040,200円	2,432,160円	2,980,800円	98.0	—	1